質 問 第 三 八 号平成二十八年一月十二日提出

人事院資料及び勧告に関する質問主意書

提出者

篠

原

豪

人事院資料及び勧告に関する質問主意書

7 査において、 国家公務員 いて(平成二十六年)」において、国税庁調査 本年一月五日に開 が提出された。 (平均経験年二十二.○年)=六六一.八万円という数字の官民給与比較をもって 国家公務員の平均と同程度の勤続年数の階層の男性の給与水準 この資料の「国税庁 催された維新の党の給与法に関する勉強会で、 『民間給与実態統計調査』による民間給与と国家公務員給与につ (勤続二十~二十四年の階層・男性) = 六七○.八万円、 人事院より資料 (年間給与) をみると、 「人事院勧告につい 「国税庁調 国家

超過勤務手当を含む四手当の給与が除外されている。このように対象とする手当の範囲が異なるものを比 の給与を対象としており、 右資料、 給与水準を同程度と結論づけるには適切な資料とは認められないのではないか。このことについて 両者の給与の比較範囲について、 方の国家公務員給与は、 国税庁調査においては所得税法上の非課税の手当以外の全て 所得税法上の非課税手当に加えて、 課税対象である

公務員と同程度となっている」と結論づけた。これについて、

次のとおり政府の見解を問う。

人事院に、 国税庁調査同様、 給与の範囲を非課税分以外の全ての手当を対象とする給与調査データは存

政府見解を問

いたい。

在するか。

三二のデータが存在するならば、 人事院はそのデータに基づき作成した資料を元に官民比較を行うべきで

はないか。またこれらを踏まえ、人事院が行う給与の官民比較は、今後、国税庁同様、 所得税法上の非課

税分以外の給与を元に比較し、勧告を行うべきではないか。この課題について、政府の見解と対策を問い

たい。

右質問する。